



田野入トンネル

いのほろ

10

2006
(平成18年10月)

No.20

祝 開通 田野入トンネル



主な内容

- 新しい介護保険サービスと介護予防事業 2~5
- 国民健康保険と老人保健が10月1日から変わります 6~7
- 結婚しようよ！ふれあいパーティー参加者を募集します 8
- 下水道のはなし 8
- 情報通信基盤整備事業Q&A 9
- 男女共同参画推進委員会スマイルニュースVol.1 11~14
- 高齢者インフルエンザ予防接種を実施します 18
- 住民税における所得控除額と非課税制度の確認をお願いします . 19
- 子育て支援担当からお知らせ 21

田野入トンネル開通式

新しい介護保険 サービスと介護予防事業

9月号では介護保険制度を利用するための申請からサービス利用までの流れを紹介しました。

今回は在宅サービスと介護予防への取り組みについて紹介します。

1、在宅サービス(介護予防サービス・介護サービス)

在宅サービス(表1)には要支援1・2の方が利用できる介護予防サービスと要介護1～5の方が利用できる介護サービスがあります。いずれも、通所介護など施設を利用して受けるサービスと訪問介護や訪問看護など自宅にて利用できるサービスがあります。

新しく創設された介護予防サービスでは、日常生活上の支援だけでなく、身体の状態の改善につながるメニューを盛り込んでいます。

介護保険の理念は「自立支援」

いつまでもいきいきと、自分らしく、住み慣れた地域で暮らせること、自立した暮らしができるように支援していく制度が介護保険です。介護保険の理念を理解して、上手にサービスを活用していきましょう。

介護保険サービスを利用したい、または、ご不明な点があれば、市役所、上野原市地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業所(9月号に記載してあります)へご相談ください。

●問い合わせ 高齢者介護担当 (☎62-4133)

上野原市地域包括支援センター (☎62-3128)

表1

在宅サービスの種類 (介護予防サービス・介護サービス)

種類	要支援1・2 (介護予防サービス)	要介護1～5 (介護サービス)														
通所して利用する (通所介護(介護予防通所介護))	<p>通所介護施設で、食事、入浴などや、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどが日帰りで受けられます。また、その人の目標に合わせた選択的サービスとして運動機能の向上、口腔機能の向上、栄養改善などのメニューを選べます。</p> <p>※費用のめやす (1か月) サービス自己負担 (1割)</p> <table border="1"> <tr> <td>要支援1</td> <td>2,226円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>4,353円</td> </tr> </table> <p>※利用するメニューによって別に費用が加算されます。(運動機能向上：月225円、口腔機能向上：月100円、栄養改善：月100円などです。)</p>	要支援1	2,226円	要支援2	4,353円	<p>通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援などの生活行為向上のための支援を日帰りで行います。</p> <p>※費用のめやす (1回につき) サービス自己負担 (1割) *通常規模の事業所の場合 (6時間～8時間未満)</p> <table border="1"> <tr> <td>要介護1</td> <td>677円</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>789円</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>901円</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>1,013円</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>1,125円</td> </tr> </table>	要介護1	677円	要介護2	789円	要介護3	901円	要介護4	1,013円	要介護5	1,125円
	要支援1	2,226円														
要支援2	4,353円															
要介護1	677円															
要介護2	789円															
要介護3	901円															
要介護4	1,013円															
要介護5	1,125円															

次ページへつづく

	種類	要支援1・2（介護予防サービス）	要介護1～5（介護サービス）														
通所して利用する	通所リハビリテーション （介護予防通所リハビリテーション）	<p>介護老人保健施設などで介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などを日帰りで受けられます。また、その人の目標に合わせた選択的サービスとして運動機能の向上、口腔機能の向上、栄養改善などのメニューを選べます。</p> <p>※費用のめやす（1か月） サービス自己負担（1割）</p> <table border="1"> <tr> <td>要支援1</td> <td>2,496円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>4,880円</td> </tr> </table> <p>※利用するメニューによって別に費用が加算されます。（運動機能向上：月225円、口腔機能向上：月100円、栄養改善：月100円などです。）</p>	要支援1	2,496円	要支援2	4,880円	<p>介護老人保健施設や医療機関等で食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。</p> <p>※費用のめやす（1回につき） サービス自己負担（1割） （6時間～8時間未満）</p> <table border="1"> <tr> <td>要介護1</td> <td>688円</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>842円</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>995円</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>1,149円</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>1,303円</td> </tr> </table>	要介護1	688円	要介護2	842円	要介護3	995円	要介護4	1,149円	要介護5	1,303円
	要支援1	2,496円															
要支援2	4,880円																
要介護1	688円																
要介護2	842円																
要介護3	995円																
要介護4	1,149円																
要介護5	1,303円																
訪問を受けて利用する	訪問介護 （介護予防訪問介護）	<p>利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支えあい・支援サービスなどが受けられない場合には、ホームヘルパーによるサービスが提供されます。</p> <p>※費用のめやす（1か月） サービス自己負担（1割）</p> <table border="1"> <tr> <td>週1回程度の利用</td> <td>1,234円</td> </tr> <tr> <td>週2回程度の利用</td> <td>2,468円</td> </tr> </table> <p>※上記を超える利用の場合には、要支援2のみ4,010円</p>	週1回程度の利用	1,234円	週2回程度の利用	2,468円	<p>ホームヘルパーが訪問して、身体介護や生活援助を行います。</p> <p>「身体介護中心」は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事、入浴、排せつのお世話 ・衣類やシーツの交換 ・通院の付き添いなど <p>「生活援助中心」は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居の掃除、洗濯、買い物 ・食事の準備、調理など <p>※費用のめやす（1回につき） サービス自己負担（1割）</p> <table border="1"> <tr> <td>身体介護(30分～1時間未満)</td> <td>402円</td> </tr> <tr> <td>生活援助(30分～1時間未満)</td> <td>208円</td> </tr> <tr> <td>通院1回</td> <td>100円</td> </tr> </table>	身体介護(30分～1時間未満)	402円	生活援助(30分～1時間未満)	208円	通院1回	100円				
	週1回程度の利用	1,234円															
	週2回程度の利用	2,468円															
身体介護(30分～1時間未満)	402円																
生活援助(30分～1時間未満)	208円																
通院1回	100円																
訪問入浴介護 （介護予防訪問入浴介護）	<p>居宅に浴室がない場合や感染症などの理由から、その他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。</p> <p>※費用のめやす サービス自己負担（1割）</p> <table border="1"> <tr> <td>1回</td> <td>854円</td> </tr> </table>	1回	854円	<p>介護士と看護師が家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行います。</p> <p>※費用のめやす サービス自己負担（1割）</p> <table border="1"> <tr> <td>1回</td> <td>1,250円</td> </tr> </table>	1回	1,250円											
1回	854円																
1回	1,250円																
リハビリテーション （介護予防訪問リハビリテーション）	<p>居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。</p> <p>※費用のめやす サービス自己負担（1割）</p> <table border="1"> <tr> <td>1日</td> <td>500円</td> </tr> </table>	1日	500円	<p>居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。</p> <p>※費用のめやす サービス自己負担（1割）</p> <table border="1"> <tr> <td>1日</td> <td>500円</td> </tr> </table>	1日	500円											
1日	500円																
1日	500円																

次ページへつづく

	種類	要支援1・2（介護予防サービス）	要介護1～5（介護サービス）
訪問を受けて利用する	訪問看護（介護予防訪問看護）	看護師などが訪問し、介護予防などを目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを行います。 ※費用のめやす（1回につき） サービス自己負担（1割） 病院・診療所から 30分未満 343円 30分～1時間未満 550円 訪問看護ステーションから 30分未満 425円 30分～1時間未満 830円	看護師などが訪問して、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。 ※費用のめやす（1回につき） サービス自己負担（1割） 病院・診療所から 30分未満 343円 30分～1時間未満 550円 訪問看護ステーションから 30分未満 425円 30分～1時間未満 830円
	福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）	福祉用具のうち介護予防に資するものについて貸与を行います。 ①手すり（工事を伴わないもの） ②スロープ（工事を伴わないもの） ③歩行器 ④歩行補助つえ	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 ①車イス ②車イス付属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品 ⑤床ずれ防止用具 ⑥体位変換機 ⑦手すり（工事を伴わないもの） ⑧スロープ（工事を伴わないもの） ⑨歩行器 ⑩歩行補助つえ ⑪認知症老人徘徊感知機器 ⑫移動用リフト（つり具の部分を除く）
	特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）	入浴や排泄などに使用する福祉用具のうち介護予防に役立つ用具を販売し、その購入費を支給します。	入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売し、その購入費を支給します。
居宅での暮らしを支える	住宅改修費支給（介護予防住宅改修費支給）	利用限度額は、原則1回限りで「20万円」まで生活環境を整えるための「小規模な住宅改修」に対して、要介護区分に関係なく上限20万円まで住宅改修費として、自己負担1割で利用できます。 ※平成18年度からは事前審査が必要となりました。 住宅改修を希望される方は、工事を着手する前に保険給付の対象となるかどうかなどを含めて、市の窓口、またはケアマネジャーに相談してください。	

要支援1・2の方、要介護1の方は、利用できる用具が限定されます。次の用具は、原則として利用が認められません。
 ①車イス（付属品含む）②特殊寝台（付属品含む）③床ずれ防止用具④体位変換機⑤認知症老人徘徊感知機器⑥移動用リフト

利用限度額は、「1年間を対象に10万円」まで支給の対象は、次の5種類となります。
 ①腰掛便座 ②特殊尿器 ③入浴補助用具 ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具の部分
 ※支給を受けるためには、「申請が必要」となります。
 ①いったんは全額自己負担で事業者に支払いをしていただきます。
 ②「領収書」と「申請書」などを市に提出していただきます。
 ③限度額の範囲内の9割が戻ります。

2、介護予防への取り組みの紹介

今年度の介護保険制度の改正により、新たに介護予防への取り組みが位置づけられました。

《背景》

高齢期の死亡原因は中年期同様、悪性新生物、心疾患、そして、脳血管疾患といわれる生活習慣病が多数を占めています。しかし、高齢期における「要介護状態等になった原因」をみると、脳血管疾患は重複するものの、骨折・転倒、高齢による衰弱など、その原因は死亡原因とは明確に異なっています。(図1参照)

このため、高齢者の健康は単純に病気のみに帰するものではなく、加齢に伴う身体活動の低さ、栄養状態の悪さ、生活上の障害など複雑で多因的な条件が重なって起きます。これらの原因が潜在する慢性疾患の状態を悪化させ、寝たきりなどの要介護状態等を招く要因となっています。

また、要介護状態を悪化させる原因として、「廃用症候群」(生活不活発病)あるいは「老年症候群」があげられます。

■「廃用症候群」(生活不活発病)とは

不活発な生活を原因として生じる全

身の心身機能低下のことで、その原因としては活動の量的低下だけでなく、質的低下、参加制約、環境の変化などがあり、心身機能低下、筋力低下、筋萎縮、骨萎縮、関節拘縮、うつ状態など広く全身の機能低下を招きます。

■「老年症候群」とは

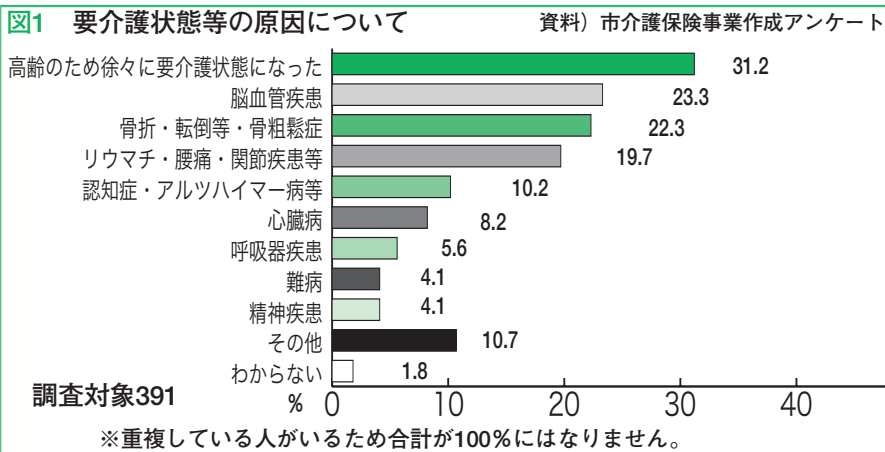
比較的健常に生活している高齢者において、生活機能等を低下させ、要介護状態を招く障害であり、具体的には転倒・骨折、失禁、低栄養、閉じこもり、睡眠障害、うつ状態、認知症、嚥下能力(飲み込む力)などの口腔機能低下状態、快適な歩行を妨げる足のトラブルなどをいいます。

《目的》

「廃用症候群」や「老年症候群」等を予防し、「高齢者本人の自己実現」や「生きがいを持っていただき、自分らしい生活を送っていただく」ことを支援することを目指し、介護予防施策に取り組みます。



資料) 市介護保険事業作成アンケート



《対象者》

この事業は、生活機能が低下し要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者(特定高齢者)を早期に把握し、介護予防の効果的な取り組みにつなげるために、対象者を選定します。

具体的には、市が行っている、基本健診や人間ドッグと一緒に、「生活機能評価」を実施します。

この評価に使う「基本チェックリス

ト」を基に、国で示した判定基準に照らして対象者(特定高齢者)を選定していきます。

※基本健診や人間ドッグを受けない方で、介護予防事業を希望する方は、市役所にお越しいただき「基本チェックリスト」を記入していただきます。判定基準に該当する場合は、医師の判定も必要となりますので、予めご了承ください。

《事業内容》

新たに創設された地域支援事業の中の介護予防事業として、「筋力向上(機械を使った運動や専門家による指導)」「認知症予防(プログラムを利用した学習等)」を中心に事業を実施します。

参加者は、原則週2回、3か月間事業に参加していただきます。1回あたりの時間は、約3時間を予定しています。送迎については原則行いますが、1回あたりの利用料をいただく予定となっています。

今年度すでに、基本健診を受けた方で、「基本チェックリスト」により、対象者と判定された方には、事業内容について、個人あてにお知らせします。なお、詳細が決まり次第、広報紙にも事業内容をお知らせいたしますので、希望者は市役所に申し出てくださ

国民健康保険と老人保健が 10月1日から変わります

70歳未満の人

高額療養費の自己負担限度額が変わります

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。今回の改正で、70歳未満の人は次の表のように自己負担限度額が一部引き上げられます。

平成18年9月30日まで

●自己負担限度額(月額)

	3回目まで	4回目以降※2
一般	72,300円＋医療費が241,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算	40,200円
上位所得者※1	139,800円＋医療費が466,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算	77,700円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円



平成18年10月1日から

●自己負担限度額(月額)

	3回目まで	4回目以降※2
一般	80,100円＋医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算	44,400円
上位所得者※1	150,000円＋医療費が500,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額などが670万円を超える世帯

※2 過去12か月間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

葬祭費が変わります

国民健康保険加入者が死亡したときに支給される葬祭費が、現行4万円から5万円に引き上げられます。

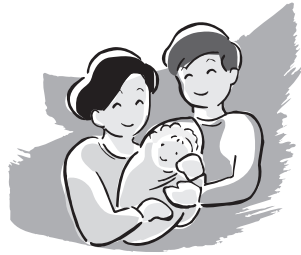
人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額が変わります

高額の治療を長期間継続して行う必要がある疾病の場合、1か月の自己負担額は1万円までとされていますが、慢性腎不全で人工透析を要する上位所得者については、自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられます。



出産育児一時金が変わります

被保険者が出産したときに受けられる出産育児一時金の支給額が、現行の30万円から35万円に引き上げられます。



●問い合わせ
市民課国保年金担当
(☎62-3112)

平成18年9月30日まで
1児につき 300,000円



平成18年10月1日から
1児につき 350,000円

70歳以上の人

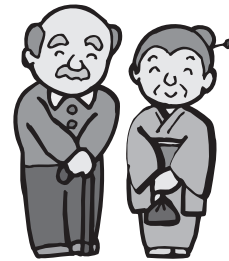
一定以上の所得がある人の自己負担割合が変わります

70歳以上または老人保健で医療を受ける人のうち、現役並み所得のある一定以上所得者は、医療機関に支払う自己負担割合が引き上げられます。

平成18年9月30日まで
2割



平成18年10月1日から
3割



高額療養費(高額医療費)の自己負担限度額が変わります

同じ月内に医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費(高額医療費)として支給されます。70歳以上または老人保健で医療を受ける人は次の表のように自己負担限度額が一部引き上げられます。

平成18年9月30日まで		
●自己負担限度額(月額)		
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
一般	12,000円	40,200円
一定以上所得者	40,200円	72,300円+医療費が361,500円を超えた場合はその超えた分の1%を加算(4回目以降の場合40,200円)
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円



平成18年10月1日から		
●自己負担限度額(月額)		
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
一般	12,000円	44,400円
一定以上所得者	44,400円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算(4回目以降の場合44,400円)
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

結婚しようよ！

『ふれあいパーティー』参加者を募集します

市結婚相談所では、「素敵なパートナーを見つけませんか！」を合言葉に、今年度第2回目の出会いの場を創出する『ふれあいパーティー』を開催します。気軽に参加してください。

- 日時 11月19日(日)午後0時30分～
 - 場所 京王プラザホテル八王子(JR八王子駅前)
 - 内容 パーティー方式
 - 参加資格 25歳以上の独身男性・女性(再婚可)
 - 会費 男性 1万円
女性 3千円
 - 申込み締切 男性10月30日(月)
女性11月6日(月)
 - 募集人数 男女とも先着25名
- ※詳細については、後日申込者あてに連絡します。
- 問い合わせ 上野原市結婚相談所
(☎03-3800-3800、毎週日曜日の午前10時～午後3時)または福祉課福祉総務担当(☎62-3115)
 - 申込み ハガキ・FAXで、①住所②氏名③年齢④職業⑤連絡先⑥初・再婚⑦趣味⑧自己PRを明記のうえ、申し込んでください。また、電

話でも受け付けます。

〒409-0192 上野原市上野原
3832 福祉課福祉総務担当(☎62-3115・FAX 30-2041)



前回7月2日にゆずりはら青少年自然の里での「ふれあいパーティー」の様子です。当日は、11組のカップルが誕生しました。

下水道のはなし

《下水道使用料について》

下水道使用料(2か月あたり)税抜き

基本料金	超過料金 (1㎡につき)	
	汚水量	料金
3,000円	1㎡を超え40㎡まで	55円
	40㎡を超え160㎡まで	130円
	160㎡を超え400㎡まで	230円
	400㎡を超えるもの	330円

下水道使用料(2か月) 60㎡使用の場合

基本料金 = 3,000円
 40㎡ × 55円 = 2,200円
 20㎡ × 130円 = 2,600円
 使用料計 7,800円
 消費税 390円
 合計 8,190円

《下水道使用料(例)》

下水道普及率 (8月末現在)

供用開始区域内の世帯 2,403世帯
 接続世帯 1,202世帯
 接続率 50.02%

《汚水量の認定》

- ・水道水だけを使用している場合は、水道の使用水量とします。
- ・井戸水だけを使用している場合は、使用状態を勘案した認定水量により決めます。
- ・井戸水と水道水を併用して使用している場合は、上水道の使用水量と井戸水などの認定水量を合計したものを使用水量とし、使用料を決めます。

支払の口金
 料金の振替
 使用は便利
 お願いし
 ます



●問い合わせ 下水道課庶務担当
(☎62-3145)

情報通信基盤

整備事業Q&A

これまで、この事業に取り組みをしてきた中で、様々なご質問をいただきました。今回は、その代表的なことについてのQ&Aをまとめました。

地上デジタル

- Q 今使っているテレビで地上デジタル放送が見られるの？
- A 地上デジタル対応テレビでない場合は、チューナーを接続するか、地上デジタル対応テレビを利用する必要があります。

- Q NHK受信料は払わなくてもいいのでしょうか？
- A NHKの受信料は必要となります。UBCの利用料には、NHK受信料は含まれていませんので、従来どおり直接NHKにお支払いいただくこととなります。

- Q 今のテレビ組合は継続できないの？
- A 各組合が行う場合は線の張り替えや設備の変更等が必要になり、組合や組合員の個別負担も大きくなります。また、この方法では、高速インターネットへの対応はでき

- ません。
- そのような中で、市があらかじめ敷設してある光ファイバケーブルを活用し、市民のみなさんの負担を軽減することも今回の事業の大きな目的のひとつです。

インターネットについて

- Q メールアドレスは変わってしまうの？
- A 現在プロバイダ（接続業者）と契約し、メールを使用している方がUBCのサービスに切り替えると、アドレスは変更になります。
- Q 現在他社の光接続インターネットサービスに加入しているのですが、その線を使うの？
- A 現在他社のサービスを利用して、市が接続した後も継続して利用していく場合には、光ファイバケーブルが2本引き込まれた状態になります。

- Q 一般の事業者などはやってくれないの？
- A 通信事業者が行う場合は、基本的に通信（インターネット）の部分のみになります。また、採算がとれない地域への参入は厳しいようです。

設備について

- Q 家を建て替える時はどうすればいいですか？
- A UBCにご連絡ください。引き込み線、機器収納ボックスの撤去、セットトップボックスの撤去の続き（休止）をいたします。新築後、再引込み工事が必要となります。

- Q 別荘などの普段住んでいない家屋への対応は？
- A 基本的に、市に住民登録をされている方が居住する家屋に対して無料で接続工事をします。別荘等、通常居住していない家屋への接続工事は、別途ご相談いただくこととなります。

その他

- Q 加入は強制なの？有料なの？
- A 加入は自由です。さまざまな有料サービスのなかからご自由に選択できます。

- しかし、難視聴地域の解消や情報格差の是正、災害防災情報の提供、行政からのお知らせなどこれからの情報化時代に対応するために必要なものです。
- サービス料金についても、みなさんに安心して加入していただけるよう、他社のCATVサービスと比較しても低価格でご利用いただける準備をしています。本趣旨をご理解いただき、加入をお願いします。

- Q これからの展望は？
- A 情報通信基盤が整備されると、医療機関同士の間で高速大容量の情報交換が可能になることにより、疾患の早期発見や、的確な治療の手助けとなり、その結果地域医療の充実に貢献できます。

- また、市内の商店などを紹介し、商品をホームページ上で購入でき、交通弱者にも気軽に商店等を活用していただけることによる商業の発展に寄与できます。
- このように、情報基盤の活用にはたくさんの可能性があります。市としましては、この情報通信基盤を有効に活用し、市民のみなさんの『くらしやすさ』の追求に今後とも力を注いでいきます。

● 問い合わせ 企画課情報推進担当
(☎ 62-3118)



各種リサイクル制度

現在、いくつかの製品については法律で義務付けられたリサイクルが実施されています。これらの製品は、クリンセンターでお引き取りしていません。決められた方法により処分してください。

《家電リサイクル》

●対象製品 テレビ（ブラウン管式）・エアコン・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機

●処分方法 販売店または市内の各電気店まで相談してください。

《PCリサイクル》

●対象製品 家庭から排出されるパソコン本体と付属品（周辺機器を除く）

●処分方法 製造メーカーの回収窓口までお問い合わせください。

※事業系のパソコンは、別途定められた方法で処分してください。

※製造メーカー等が存在しない

場合や自作パソコン等も対象となり、パソコン3R推進センターが回収窓口になります。

《二輪車リサイクル》

●対象製品 オートバイ（原動機付自転車を含む）

●処分方法 廃棄二輪車取扱店（市内の各販売店）または指定引取窓口まで相談してください。

※自転車・サイドカー・バギー車・電動キックボード・ミニカーは対象外です。

《自動車リサイクル》

自動車リサイクルは、自動車の新規購入時・継続検査時（車検時）・廃車時のいずれかに一度、リサイクルに係る諸費用を負担する制度です。リサイクル料金は、メーカー・車種・装備品の有無などによって異なります。詳しくはメーカー等の窓口や取扱事業者までお問い合わせください。

秋のリサイクル活動のお知らせ

うえのはらリサイクルの会では、次のとおりイベントを開催します。

《第32回フリーマーケット》

●日時 10月15日（日）午前10時～正午

●場所 市役所センタープラザ

※雨天中止

《第26回ファイバーリサイクル（古着回収）》

●日時 10月28日（土）午前8時～9時

●場所 市役所前庭

※小雨決行

回収可能な物

①幼児・子供衣類全般
②女性の肌着・体型を整える衣料品等

③Tシャツ・Yシャツ・ポロシャツ・ブラウス等

④ズボン類全般

⑤シャツ・毛布等

⑥タオル・ハンカチ等

⑦着物・浴衣・帯等

⑧背広・ジャケット・ブルゾン等

⑨秋冬物・皮革衣類

回収不能な物

①ビニール製品
②手袋・靴下・布団等
③裁断くず・糸くず・綿等
④汚れや破れのある物
⑤洗濯していない物

※古着は、常時クリンセンターでもお預かりしています。

●問い合わせ クリーンセンター（☎63-5353）



いきいき山梨ねりんピックに参加しました

9月9日（土）、甲府市小瀬スポーツ公園を主会場に、「いきいき山梨ねりんピック2006」高齢者総合スポーツ大会が開催されました。

この大会は、高齢者が長年にわたり続けてきたスポーツや、日常生活の中で誰もが手軽に楽しめる軽スポーツについて、仲間同士や家族と参加して楽しめる機会を設け、高齢者の健康の保持、増進と生きがいづくりに寄与することを目的として毎年開催されているものです。

当市からは、市老人クラブ連合会などから、36名の選手が、ソフトテニス、グラウンドゴルフ、囲碁、クイズウォーキングに参加しました。また、いきいき山梨ねりんピックとあわせて、第25回老人ゲートボール大会も開かれ、市から2チームが出場し

ました。クイズウォーキングでは、昨年度に引き続き、種目別優勝を果たし、ソフトテニスでは第3位の成績となりました。



▲クイズウォーキング参加者



▲ソフトテニス参加者

当日は晴天に恵まれ、選手の方々は、他市町村からの参加者との交流や、健康チェックの催し物などにも積極的に参加し、楽しいひとときを過ごしました。

この大会は、来年度も開催されます。日程等決まりましたら、参加希望者は長寿健康課までお申し出ください。

●問い合わせ 長寿健康課（☎62-4133）

Vol. 1

新しい未来へできることから始めよう
上野原スマイルプラン

スマイルニュース



●問い合わせ 男女共同参画推進委員会
広報部会または総務課行政防災担当
(☎62-3117)

第1回

男女共同参画推進フォーラム

日時：平成18年10月28日（土）午後1時30分～4時10分
（受付開始 午後1時～）

場所：上野原市もみじホール 2階会議室2

内容：上野原市男女共同参画推進委員会各部会の活動報告・記念講演

◆◆記念講演◆◆

『豊かさの光と影』

～物の豊かさが心の貧しさをもたらすとき～

講師：安藤憲一さん

講師 紹介

出生地：山梨県北都留郡上野原町（現上野原市）

現住所：東京都小平市

家族構成：妻、娘2人

趣味：ソフトテニス

学歴：日本大学文理学部心理学科卒業

職歴：地方公務員（小平市役所）

異動歴：福祉事務所（ケースワーカー）・公民館・保育園長・図書館長・
障害者福祉センター所長など

著書：「青春の譜」「ザ・木っ端役人」

信条：不幸に追いつかれないように全力前進



安藤憲一さん

※当日、未就学児の託児を行いますので、託児をご希望の方は前日までに総務課行政防災担当までお申し込みください。（☎62-3117）

平成16年12月、合併を踏まえ、両町村合同の策定委員会を開催し、そこで、ほぼできあがっている上野原町のプランに、秋山村のアンケート調査の結果を反映していくということで、両町村委員会の確認がなされました。

そして、合併後の平成16年6月、上野原市男女共同参画プランである『上野原スマイルプラン』が策定されました。合併後のプランの策定としては、格段に早い、スムーズな対応ができたと自負しています。

平成17年10月、『上野原スマイルプラン』を推進するために、策定委員から継続した14名と、公募も含め新たに委嘱された委員計21名で、『男女共同参画推進委員会』が発足しました。

現在、月に1・2回の会議を重ねながら、『家庭』『職場』『地域』の3部会がそれぞれに、プランの基本目標の達成を目指して活動中です。

活動報告

職場部会

はじめに、働きやすい職場環境とはどんなことを考え、推進についての具体的な方向性を話し合いました。

- 仕事と家庭が両立できること。
- 育児休暇や看護休暇を取得しやすい環境であること。
- 子育て支援体制が充実されていること。

これからは、女性の社会参加を促し男女で社会を支える仕組みづくりが大事であることや、少子高齢社会に備える対応策が男女共同参画社会の実現に向けて重要であることを確認しました。

そこで、具体的な推進の方向性として、まずは、職場部会で推進していることを広報活動でPRして、上野原市の企業の職場環境の実態把握に努めました。

上野原市の企業188社にアンケートをお願いして協力をしていただきました。

地域部会

私たち地域部会では、地域の様々な組織（区会、育成会、PTA等）へのPR活動を推進しています。

始めの取り組みとしては、市内にどんな地域組織があるのか洗い出しました。その中で、組織の会合日程等を調査し、まずは部会メンバーで対応可能なところからアプローチしていこう、ということになりました。

これまでPR活動を行ってきたところを箇条書きにすると、

- (1) 6月 2日 区長会役員会（市役所会議室）
- (2) 6月30日 地域児童育成指導者会議（上野原小学校）
- (3) 7月12日 市民生協山梨上野原ブロック運営委員会（保健センター）

となっています。

まだまだ少ないですが、今後は、家庭部会、職場部会とも連携を取りながら、地道な活動を通して、一人でも多くの市民の方々に、直接PRできればと考えています。

私たち推進委員のメンバーが、みなさんの地域組織におじゃました際には、是非ともご協力をお願いします。

上野原市男女共同参画推進のあゆみ

平成13年、上野原町で男女共同参画の取り組みが始まりました。当時の『女性いきいきアドバイザー』が中心となった有志一同が、行政と協力しながら男女共同参画セミナーの企画・運営に携わり、その推進の流れを受けて、平成15年『上野原町男女共同参画プラン策定委員会』が発足しました。

策定委員会では、勉強会や研修会で研鑽を重ね、住民アンケート調査の結果を基に、『家庭』『職場』『地域』の3部会に分かれ、プランの策定に取り組んできました。1年8か月の間に、正規・自主的を合わせた委員会は32回に及びました。

一方秋山村では、平成10年『秋山村女性プラン策定委員会』が発足。ぴゅあ富士の出前講座で勉強会を重ね、住民アンケート調査を終了していました。

各部会の

活動の様子



▲家庭部会



▲託児室



▲地域部会



▲職場部会

家庭部会

家庭部会は上野原市男女共同参画策定委員会からのメンバーに加えて、推進委員会から2名の新しいメンバーを迎えて活動しています。

老若男女が集まり、どうしたら上野原市民に男女共同参画についてお伝えできるだろうかと、和気あいあいと知恵を絞ってまいりました。

ある委員会の中で、あるメンバーの家族の様子が、この30年で随分変化したという話になり、「このことを題材に寸劇にして披露しては？」ということになりました。そこでその方の自宅にメンバーで集まり、実際の舞台であるちゃぶ台を囲み、食事を食べながら寸劇づくりに励みました。そこでいただいた、いのしし鍋は、秋山では昔から伝統で、男性がさばいて料理をされてきたそうです。「いのしし鍋を作るイベントもいつかできたらいいね〜。」「畑をみんなで耕して、男性も女性も老いも若きも一緒に野菜づくりをしたり、買い物をしたりしながら、料理教室までできたらいいんじゃない？」などいろいろな企画の話題で盛り上がるこの家庭部会です。

今回はある家庭を舞台にした30年前と今の男女共同参画をテーマに、メンバーで寸劇をお見せする予定です。慣れない舞台で緊張するかと思いますが、温かくやわらかいお心で見えて感じていただけたら、と思います。

ではフォーラムでお会いしましょう！

情報コーナー

【イベント】

10月21日(土)～22日(日) ぴゅあ富士男女共同参画フェスティバル
10月28日(土) 第1回上野原市男女共同参画フォーラム

【本の紹介】

☆ジェンダーフリーってなあに？

全3巻（絵本）



本体価格：4,800円（全3巻同時刊行・分売可）
判型：A4変（20×21cm）・総ルビ ページ：フルカラー各36

ISBN：4-272-40480-6
草谷桂子 文、鈴木まもる 絵

ジェンダー・フリーは幼児から

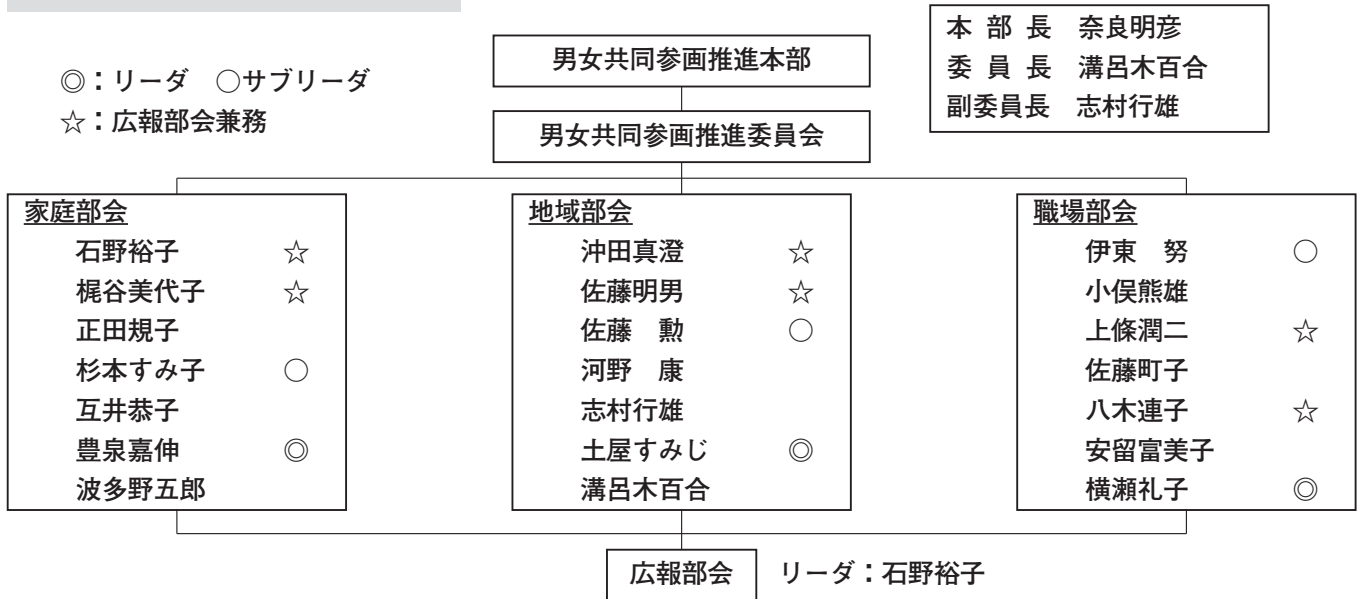
ジェンダーは身体的な男女の差ではなく、「男の子は強く、女の子はやさしく」というような後からつくられた男女差です。ジェンダーは子どもの行動や考えを縛り、偏ったものにしていきます。幼児の頃から個性豊かにのびのびと育てるために、ジェンダー・フリーの視点は欠かせません。親子で、幼稚園・保育園で、学校で本シリーズを活用してください。

シリーズの特長

- たのしいストーリーと絵で、ジェンダー・フリーを理解できます。
- ジェンダー・フリーの感覚を、幼児時代からはぐくめます。
- 親子で、幼稚園・保育園、学校で、読み語りにぴったり。
- 心のあたたかくなる絵本です。Copyright (C) 2000 大月書店

委員会組織

◎：リーダー ○サブリーダー
☆：広報部会兼務



本部長 奈良明彦
委員長 溝呂木百合
副委員長 志村行雄

初めての男女共同参画ニュースは、いかがでしたでしょうか？
振り返れば、男女共同参画策定委員会に関わらせていただき、早3年がたちました。当初は何をどうしたらよいかかわからず、集まった委員の方たちと話し合いながら、上野原で女性も男性も生き生きと思いやりを持って暮らせる社会づくりを願ってまいりました。

とうとうスマイルプランもできました。これから10年かけて上野原市でプランを推進していくにあたり、10月28日のフォーラムを皮切りに、「ああ、男女共同参画って難しいものじゃないんだ。簡単にできるものなんだなあ。」などと関心を持っていただけたらと思います。ぜひぜひお気軽にお出かけください！

また、策定委員会が始まる前から有志が集まり、上野原市の男女共同参画を進めるために活動して下さった方々に改めて深く感謝するとともにこれからもお知恵やご協力をお願いしたいと思います。本当にありがとうございます。

今回のニュースに関する感想やご意見、上野原市の男女共同参画についてのご意見等ありましたら、お気軽にご連絡ください。

広報部会リーダー 石野裕子

推進委員会より

保健だより 10月



問い合わせ——
保健担当
電話 62-4134

★母子健康手帳交付・妊婦相談日

- ◎日 時 毎週火・木曜日
午前9：00～11：00
- ◎場 所 保健センター（勤労青少年ホーム）
※10月17日（火）は中止になります。

★乳幼児健診（10/1～11/10までの予定）

《上野原会場》

	実施日	該当児	持 ち 物
9～10 か月児	10月4日 （水）	平成17年 11月下旬・ 12月生	母子健康手帳 バスタオル・問診票
1 歳 6か月児	10月18日 （水）	平成17年 3月・4月 月上旬生	母子健康手帳 バスタオル・問診票
3 歳 児	10月27日 （金）	平成15年 7月下旬・ 8月上旬生	母子健康手帳・歯ブラシ コップ・問診票・早朝尿
2 歳 児 歯 科	10月31日 （火）	平成16年 7月下旬・ 8月・9月・ 10月上旬生	母子健康手帳 歯ブラシ・問診票

- ◎受付時間 午後1：00～1：20
- ◎場 所 保健センター（勤労青少年ホーム）
※対象児にはお知らせを郵送します。
※10月31日（火）の歯科健診は、平成16年7月下旬・
8月生を午前9時15分から実施し、9月・10月上旬
生は通常時間に実施します。

《秋山会場》

	実施日	該当児	持 ち 物
乳幼児 健康相談	10月25日 （水）	通知 します	母子健康手帳 バスタオル・問診票

- ◎場 所 国保直営診療所（秋山診療所）
※健診ごとに受付時間が異なりますので、対象児
へは個別通知にてお知らせします。

★幼児歯科健診

実施日	時間	該当児	持 ち 物
10月31日 （火）	午前10：30～	平成17年 3月～5月生	母子健康手帳
	午後 1：45～	平成15年7月 下旬～9月生	母子健康手帳

- ◎場 所 保健センター（勤労青少年ホーム）
※対象児にはお知らせを郵送します。
※幼児歯科健診は2歳児歯科健診と同日実施です。

★秋期小児まひ（ポリオ）予防接種

- ◎日 時 10月20日（金） 整理日
- ◎対 象 児 接種日に3か月～7歳5か月の乳幼児
- ◎場 所 保健センター（勤労青少年ホーム）
- ◎受付時間 午後1：15～1：40
- ◎持 ち 物 母子健康手帳、予診票、ボールペン
※1回目・2回目の対象児のいずれも接種可能で予
約は不要です。
※1回目と2回目の接種間隔が長期間あいても、必
ず2回接種してください。

★すこやか健康相談（10/1～11/10までの予定）

実施日	場 所	時 間
11月 8日（水）	秋 山 支 所	午前 9：30～11：00
10月 4日（水）	保 健 セ ン タ ー	午前 9：00～10：00 糖尿病が気になる方 （要予約） 午前10：00～11：00 一般健康相談
10月20日（金）	西 原 支 所	午前 9：30～11：00

- ◎対 象 者 市内に住民票のある方で、糖尿病が
気になる方、健康相談を希望の方
- ◎内 容 血圧測定、血糖値測定、尿検査、体
重測定、体脂肪測定等
- ◎持 ち 物 健康手帳（持っていない方には当日交
付します。）、筆記用具
- ◎注 意 血糖値検査では空腹時の血糖を測定
しますので、当日の朝食はなるべく
食べないようにしてください。（湯茶
は可）

- ※秋山地区の健康相談では、母子健康手帳交付、
妊婦・乳幼児相談も行います。
※保健センターでの糖尿病が気になる方の健康相
談を希望される方は、電話等で前日までにご連
絡ください。

★骨粗鬆症検診

あなたの骨は元気でしょうか？この機会を利用して
骨密度を測定しましょう。

実施日	場 所	時 間
10月24日（火）	大 目 支 所	午前10：00～11：00
	巖 支 所	午後 1：30～ 2：30
10月25日（水）	秋 山 公 民 館	午前10：00～11：00
10月30日（月）	J A クレイン大鶴支店	午前10：00～11：00
11月 2日（木）	甲 東 支 所	午後 1：30～ 2：30
	新 田 水 防 会 館	午前10：00～11：00
11月 6日（月）	保 健 セ ン タ ー	午後 1：30～ 3：00
	島 田 支 所	午前10：00～11：00
11月 7日（火）	コモアIT目集会所	午後 1：30～ 3：00
	11月 8日（水）	ふるさと長寿館
11月 9日（木）	コモア3丁目集会所	午前10：00～11：00
11月10日（金）	西 原 支 所	午前10：00～11：00

- ◎内 容 骨密度の測定、生活指導（栄養・運動）
- ◎検 診 料 無料
- ◎申 込 み 不要
- ◎持 ち 物 健康手帳（お持ちの方）
※詳しくは回覧でお知らせします。



上野原市立病院では 看護師を募集します

市立病院では、次のとおり看護師を募集します。

- 募集 看護師 6名
- 資格要件 資格取得者または資格取得見込み者で40歳以下の者

●問い合わせ 市立病院庶務担当（☎62-5121）

上野原市立病院から お知らせ

《整形外科の診療体制》

当院における整形外科の常勤医師1名が9月末で退職しました。平成16年度に導入された新卒医師に対する臨床研修制度の影響を受けて、派遣元である山梨大学医学部自体の医師不足などから、10月以降常勤医師の派遣の見通しがついていません。

このことよって、整形外科

科にかかる入院を休止し、非常勤医師による週3日（火・水・木曜日）午前の外来診療のみとなります。

《産婦人科の診療体制》

外来診療を週2日（月曜日・水曜日）行っていた産婦人科についても、大学側の医師不足のために、10月以降非常勤医師が派遣されなくなりました。当分の間、産婦人科の外来診療を休止いたします。

今後も山梨大学医学部をはじめ、他の医療機関に対しまして継続的に医師派遣の協力要請を行い、医師確保に努めて参りますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

●問い合わせ 市立病院医事担当（☎62-5121）

10月は土地月間です

◎平成18年度標語

『地域に貢献、

社会に貢献、土地活用』

土地基本法では、土地に関する4つの基本理念が明確にされています。

●土地については、公共の福

祉が優先します。

●土地は適正に、計画的に利用されることが必要です。

●土地は、投機的な取引の対象にしてはなりません。

●土地の価値の増加に伴う利益に応じた、適切な負担が求められます。

土地対策は、地価を安定させ、適切な土地利用を進めるため、長期的な観点から着実に実施する必要があります。

これを機に住民一人ひとりが、土地問題に関心を持ち理解を深めましょう。

●問い合わせ 企画課計画推進担当（☎62-3118）

県民の日

富士吉田会場のお知らせ

平成18年度県民の日富士吉田会場が次のとおり開催されます。

●日時 10月21日（土）午前9時30分～午後3時

●場所 富士北麓公園陸上競技場前（富士吉田市上吉田立石5000番地）

●内容

《オープンセレモニー》

《ふれあい広場》

《まつり広場》市町村コーナー、体験コーナー、各種展

第23回全国 少年少女レスリング 選手権大会で活躍



7月21日～23日、東京都駒沢体育館で行われた第23回全国少年少女レスリング選手権大会において、当市スポーツ少年団所属の選手たちが優勝・準優勝などを飾る活躍をしました。

優勝 和智健悟さん（6年生57kg級）
準優勝 和智輝さん（4年生39kg級）
3位 和智康造さん（4年生36kg級）

示販売コーナー、屋台コーナー、環境PRコーナー、フリーマーケット等

55223-1350・〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

フリーマーケットの 出店者を募集します

出店者を募集します

●申込期限 10月10日（火）

●申込方法 ハガキに「県民の日富士吉田会場フリーマーケット出店希望」と記入し、①郵便番号②住所③氏名④電話番号⑤主な商品名を記入のうえ、郵送してください。

●出店料 500円
※区画数約30、申し込み多数の場合は抽選となります。

●申込み・問い合わせ 山梨県県民生活課県民の日富士吉田会場実行委員会（☎0

55223-1350）

第25回関東甲信越糖尿病 セミナーを開催します

糖尿病患者様およびそのご家族の方や糖尿病などにご興味がある方を対象にしたセミナーです。

●日時 10月29日（日）午前9時45分～午後4時45分

●場所 ベルクラシック甲府（甲府駅北口から徒歩5分）

●参加費 無料

●申込み方法 事前申し込みなし、当日自由参加

●問い合わせ 山梨大学医学部第三内科事務堀内（☎055273-9602）

上野原市ウォークラリーの参加者募集

あなたもウォークラリーに参加してみませんか！

ウォークラリーは、2〜4人程度のグループであらかじめ決められたコースをコマ図（進路のヒント図）をもとに歩き、チェックポイントを通過していくウォーキングです。

子どもからお年寄りまで、日ごろ運動不足を感じているあなた、お仲間と一緒に気軽に参加してください。

- 日時 10月29日(日)午前8時30分集合(9時開会式)午後1時終了予定
- 集合場所 上野原小学校屋内運動場

●募集人員 50組(2〜4人で1組)

●参加料 無料

●申込期間 10月5日(木)〜13日(金)の午前8時30分〜午後5時(土・日・祝日を除く)まで

●申込方法 電話でお申し込みください。

●持参する物 腕時計・筆記用具・雨具・昼食

●その他 参加賞・豚汁、飲み物ができます。

●問い合わせ 社会教育課社会教育担当 ☎62-3409

障害を持つ方の「社会見学バス」参加者募集

市社会福祉協議会では、次

のとおり「社会見学バス」の参加者を募集します。

●日時 10月28日(土)午前8時20分集合

●集合場所 市役所前

●コース 川越「喜多院」・川越一番街「菓子屋横町」

●対象者 市内に居住する障害手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者、付添者および介助や行動を共にできるボランティア(車いすでの参加も可能です。)

●参加費 一人 1500円

●募集定員 80名(定員になり次第締め切ります。)

●募集期間 10月4日(水)〜13日(金)午前8時30分〜午後5時(土・日・祝日を除く)

●申込み方法 電話・FAXでお申し込みください。

●申込み・問い合わせ 市社会福祉協議会 ☎63-0000 2・☎63-0210

社会保険労務士無料相談会を開催します

山梨県社会保険労務士会では、個人・事業主の方で労働問題、各種保険の手続き、安全衛生法等について、お悩みや相談ごとをお持ちの方を対

象に無料相談会を開催します。なお、費用は一切無料です。秘密は固く守られます。

●日時 10月14日(土)午前10時〜午後3時まで

●場所 都留市ふるさと会館

●問い合わせ 山梨県社会保険労務士会事務局 ☎055-253-4004

障害福祉からお知らせ

10月から障害者自立支援法に基づき、補装具費および日

常生活用具費について、対象品目の一部変更等があります。

具体的には、これまで補装具費として取り扱っていたスリッパ用装具は10月1日以降、日常生活用具費としての品目となりました。また、自己負担額も原則として1割に変更となりますが、所得に応じて一定の負担上限があります。

なお、申請方法はこれまでと変わりありません。

●問い合わせ 福祉課障害福祉担当 ☎62-3115

10月の相談日

区分	日時	場所
児童巡回相談	12日(要予約 ☎62-3115) 午前10:30〜午後3:00	市老人福祉センター
ふれあい福祉相談	毎週月・木曜日(祝日を除く) 午前10:00〜午後3:00	市老人福祉センター ☎63-3444
定例人権相談	11日 午前10:00〜正午	もみじホール 3階和室
子供のいじめ相談	毎日 午後6:00〜午後9:00	奈良貞夫さん宅 ☎63-1029
行政相談所	16日 午前10:00〜午後3:00 20日 午前10:00〜午後3:00	市役所会議室A・秋山公民館 市役所欄原支所
ハローワーク出張相談	17日 午前10:00〜午後3:00	もみじホール1階 会議室1
社会保険相談所	5日 午前9:30〜午後4:00	市商工会
結婚相談所	毎週日曜日 午前10:00〜午後3:00	織物工業協同組合
学校カウンセラー教育相談	毎週月曜日〜木曜日 (祝日を除く) 午前9:00〜午後4:00	もみじホール相談室 ☎63-5700 ☎0120-28-7830

高齢者インフルエンザ 予防接種を実施します

平成18年10月1日～平成19年1月31日まで、高齢者インフルエンザ予防接種を実施します。（実施期間および予約開始日は医療機関によって異なります。）

※インフルエンザ予防接種

は、接種を受ける義務は課せられていません。

接種を希望する方のみ、お受けください。

●対象者

- ① 接種当日に満65歳以上の方
- ② 接種当日に満60歳～64歳の方で、心臓、じん臓、呼吸器または人免疫不全ウイルスによる免疫の機能に高度の障害があり、予防接種が

必要と医師が判断した方
●実施場所

- ・原則市内の実施医療機関
- ・市外の病院等に入院されている方の接種については、保健担当までご連絡ください。

受ける前に各実施医療機関に必ず予約してください。

●負担金 1000円

●持ち物

- ① 予診票（各実施医療機関、保健センター、市役所および各支所にあります。）
- ② インフルエンザ予防接種済証

③ 負担金1000円

④ 保険証

●問い合わせ 長寿健康課保健担当（☎62-4134）

実施医療機関名	電話番号
鶴田医院	63-0264
ナツメ外科医院	62-5252
川原医院	63-0153
長田クリニック	63-6110
山本内科クリニック	63-3600
山下クリニック	62-6050
うえのクリニック	66-3690
西井クリニック	30-2201
三生会病院	62-3355
国保直営診療所(秋山診療所)	56-2014
上野原市立病院	62-5121
実施日：祝日・年末年始を除く毎週木・金曜日	
実施日の受付時間：午後3時～3時30分	
予約受付：祝日を除く月曜日～金曜日の午後1時～3時まで	

※上野原市立病院以外の実施日時は、実施医療機関にお問い合わせください。

法テラスって何？

日本司法支援センター「法テラス」は、法的トラブルを解決するための情報やサービスを全国どこでも受けられるよう、全国に50か所以上の事務所を置き、10月から次の業務を開始します。

法的トラブルを解決するのにどのような方法があるのかわからない、どこに相談すればよいのかわからない、といったときは、法テラスコールセンターまでお気軽にお電話ください。

●情報提供 法的トラブルの解決に役立つ情報の無料提供

●民事法律扶助 資力の乏しい方のための無料相談や裁判費用などの立替え

●司法過疎対策 弁護士がいけないなど法律サービスを受けにくい地域での適切な料金での法律サービスの提供

●犯罪被害者支援 被害者支援に詳しい弁護士や支援団体などに関する情報の無料提供

●国選弁護関連業務 国選弁護人を確保し、捜査から裁

「市民のみなさんと市長との 直接対話窓口」を開設しています

「市民のみなさんと市長との直接対話窓口」は、市長が地域の身近な課題や市民のみなさんの提言等を直接お伺いし、お答えしていきます。

市民のみなさんの多くのご意見・ご提言をお待ちしていますので、どうぞお気軽にご来庁ください。

- 日時 毎月1回、午前9時から11時までの2時間を目安に実施します。
- 方法 お一人または1組（5人程度）を対象として、対話時間はおおむね20分とします。
- 場所 上野原市役所市長室
- 申込み・問い合わせ 上野原市役所総務部企画課計画推進担当
☎62-3118 ☎62-5333
E-mail：kikaku@city.uenohara.lg.jp

**10月の「市民のみなさんと市長との直接対話窓口」は、
10月23日（月）午前9時から11時です。**

判まで一貫した国選弁護体制の整備

●法テラスコールセンター
一般相談（☎0570-0078374）

●犯罪被害者相談（☎0570-079714）

※コールセンター・ホームページとも、10月2日（月）から利用できます

●問い合わせ 日本司法支援センター山梨地方事務所（☎050-3383-5411）

国民健康保険税・介護保険料は申請により減免制度があります

《国民健康保険税の減免》

●減免の要件

市国民健康保険税条例第16条の規定により、次のものについて保険税を減免することができるとされています。

①当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者

②①に準ずると認められる者のうち、必要があると認めらる者

●減免の手続き

保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日前までに次の事項を記載した申請書および添付書類を税務課に提出しなければなりません。

①住所、氏名
②減免を受けようとする年度、納期および税額

《介護保険料の減免》

介護保険料は生活が困難な65歳以上の方（第1号被保険者）に対して、保険料の減免を行っています。

次の要件をすべて満たす方は、申請日以降の納期限の保険料が減免されますのでご相談ください。

③減免を受けようとする事由 ※添付書類 減免を受けようとする事由を証明する書類

住民税における所得控除額と非課税制度の確認をお願いします

税制改正により住民税が大きく変わり、特に高齢者(65歳以上の方)の負担が増加しました。

各ご家庭に送付してある納税通知書により、「所得控除額」と「非課税制度」の確認をお願いします。住民税が減額になる場合があります。

《住民税の計算方法》

所得金額－所得控除額＝課税標準額
課税標準額×税率－税額控除＝所得割額
所得割額＋均等割額＝住民税額

「所得控除額の確認」

住民税額は、上記のとおり課税標準額を基に算出し、所得金額が増えるか所得控除額が減ることにより増加します。

高齢者の多くは、社会保険庁からの年金報告書により課税されているため、扶養・社会保険料(国保・介護など)・生命保険料などの所得控除額が算入されていない場合があります。

そのような方は、市・県民税申告をして各種所得控除を算入すれば、住民税が減額になることがあります。また、すでに申告されている方でも、更正の請求により住民税額が減額になることがあります。

「非課税制度の確認」

上記の計算方法とは関係なく、非課税制度の廃止または変更などの税制改正により住民税額は増加します。

今年度、新たに課税された方の多くは「高齢者で所得125万円以下の非課税制度」の廃止による方です。高齢者の非課税制度は廃止されましたが、「障害者・未成年者・寡婦または寡夫で所得125万円以下の非課税制度」は廃止になっていません。

これらに該当になる方は、住民税が非課税になります。

○問い合わせ 税務課課税担当(☎62-3113)

第9回山梨県障害者文化展書道の部 山梨県知事賞受賞



9月5日、第9回山梨県障害者文化展書道の部において、当市の山崎金子さんの作品が山梨県知事賞を受賞しました。

④資産等を活用しても、生活が困窮している方

※扶養をされていない・生計を同一にしていないとは、住まいの提供や、公共料金の支払いなど、あらゆる経済的な援助を受けていないこと。

③市町村民税が課税されている人に扶養されていないこと、生計を同一にしていること。

②世帯員すべての方の前年の収入が120万円以下の方 ※収入とは、障害年金、遺族年金などあらゆるすべての収入を含みます。

●減免対象

①平成18年度の保険料段階が第1段階・第2段階の方 (生活保護受給者は除く)

●減免額

①第1段階の方・4割減額

②第2段階の方・3割減額

●申請に必要なもの

①介護保険料納入通知書または決定通知書

②収入の明細が分かるもの (各種年金・手当・保険などの支払通知書、給与支払明細書、確定申告書の控えなど)

③健康保険証・通帳

④印鑑 など

●その他 災害等で住宅に損害を受けた方、失業・病気等で収入が前年に比べ著しく減少した方なども、申請により保険料が減額になる場合がありますのでご相談ください。

●問い合わせ 税務課課税担当(☎62-3113)

印鑑登録証の引き替えはお済みですか

平成17年2月13日、上野原市誕生により、旧町村で交付した印鑑登録証は使用できなくなっています。そのため、印鑑登録証明書申請する場合、旧印鑑登録証を新しい印鑑登録証と引き替えてからでないと、印鑑登録証明書を受け取ることができません。（新たに登録し直す必要はありません。）

登録証の引き替え手続きは、市役所本庁または最寄りの市役所支所で印鑑登録引替

交付申請書に必要事項を記入することによってできます。手続きに必要なものは次のとおりです。

《登録者本人が手続きをする場合》

- ① 登録されている印鑑
- ② 旧印鑑登録証
- ③ 本人確認ができるもの（運転免許証・保険証等いずれか1点）

《代理人が手続きをする場合》

- ① 旧印鑑登録証
- ② 登録された印鑑の押印された登録者本人からの代理人選任届（印鑑登録引替交付申請書に併記）または委任状
- ③ 代理人の本人確認ができるもの（運転免許証・保険証等いずれか1点）



▶新しいカード

●問い合わせ 市民課窓口担当（☎62-31112）

※印鑑登録証を紛失した方は、廃止の手続きをして、新しく登録していただくようになります。

見つけよう好きなこと 体験活動が行われました

8月18日～20日の3日間、市文化協会では、見つけよう好きなこと体験活動を実施しました。

この活動は、市内の小中学生を対象に行われ、8つの部門に14名が参加しました。



▲お雛子の体験をする児童

雇ったら、入る。

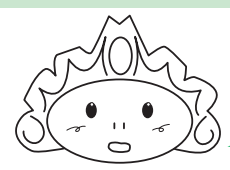
《10月は労働保険適用促進月間です》

労働保険は、労災保険と雇用保険の総称です。労働者を一人でも雇用している事業主は、労働保険に入する義務があります。

●問い合わせ 都留労働基準監督署（☎43-2195）

またはハローワーク大月（☎22-8609）

上野原市の歴史を知ろう！！～ミニ展示のお知らせ～ （市役所1階会計課横）10月2日～31日まで



“DOKI²(ドキドキ)ちゃん”文化財キャラクターの名前が決まりました。名付け親は橋本涉さん（上野原小5年生）です。たくさんのご応募ありがとうございました。

第3回展示
山梨県最東端の大規模遺跡
まつはらいせき
「狐原遺跡」
古墳～平安時代編

縄文時代編に続き、10月も狐原遺跡の展示を行います。今回は、古墳・奈良・平安時代の暮らしぶりを伝える出土品の数々を、発掘現場の写真と共に紹介します。うわぐすりが美しい陶器の碗、糸つむぎに使われた石製品、折れ曲がった鉄の矢ジリなど、ここでしか見ることができない逸品ばかりです。どうぞご覧ください。

●問い合わせ 社会教育課社会教育担当（☎62-3409）

悪質商法から高齢者を守りましょう

内閣府では、悪質商法早期警戒情報（通称「見守り新鮮情報」）をメールマガジンで配信しています。

配信内容は、消費生活センターなど消費生活相談の現場でキャッチした警戒を要すると思われる悪質商法です。

「見守り新鮮情報」を受信するためには登録が必要で

す。高齢者ご本人や高齢者に接している方々など、ご希望の方はどなたでもご登録いただけます。

●登録画面URL

- パソコンから
https://mail.consumer.go.jp/wrp/minamori/form/000001/regist
- 携帯電話から
https://mail.consumer.go.jp/wrp/minamori/ma.cgi?ar=&g=000002

子育て支援担当からお知らせ

秋山保育所からのお知らせ

《地域子育て支援センターを設置しています》

秋山保育所では、地域の子育てを支援するため、保育所内に地域子育て支援センターを開設しています。

- ①子育て中の家庭に対する育児不安等についての相談・指導や子育てに関する情報の提供、援助
- ②子育てサークルの効果的な活動ができるよう活動の場の提供や支援等



▲地域子育て支援センターが設置されている秋山保育所

秋山保育所の経験豊富な担当保育士が対応します。相談等で来所する場合はあらかじめ保育所に電話予約をお願いします。

その他に、市内にお住まいで満1歳以上、小学校就学前でのお子さまに対して保護者が家庭で保育ができなくなった場合にお子さまを一時的にお預かりする一時保育も行っています。

- 申込み・問い合わせ 福祉課子育て支援担当（☎62-3115）秋山保育所（☎5612604）

10月の「子育てプレイルーム」のお知らせ

福祉課子育て支援担当では、9月まで教育委員会で行っていた「子育てプレイルーム」を引き継ぎ、引き続きもみじホールを開放し、開催します。親子が安心して遊べる場所、情報交換の場所として気軽にご利用ください。

- 日時 10月11日(水)・25日

(水)午前9時～正午

●利用方法 希望者はあらかじめお申し込みください。なお、一度申し込みをされた方は、再度申し込み必要はありません。



児童家庭相談室を開設しています

市では、児童家庭相談室を設けて、子育てについての相談を受け付けています。電話または面接による相談に応じます。

- 児童家庭相談室直通電話（☎62-1199）
- 受付時間 月～金曜日午前8時30分～午後5時15分
- 申込み・問い合わせ 福祉課子育て支援担当（☎62-3115）

10月は食生活改善普及月間

「あなたの腹囲(おなか)は 大丈夫？」

肥満(内臓脂肪型肥満)で、高脂血症・高血圧・糖尿病のうち2つ以上を併せ持つ場合には、メタボリックシンドロームとみなされます。

肥満を解消するために食生活や運動などの生活習慣を改善しましょう。

- 問い合わせ 地域保健課（☎0555-249035）

シンドロームのチェック表

必須条件	おへその高さの腹囲
	男性 85cm以上 女性 90cm以上
選択項目	(これらの項目のうち2項目以上該当)
1	中性脂肪150mg/dl以上またはHDLコレステロール40mg/dl未満
2	最高血圧130mmHg以上または最低血圧85mmHg以上
3	空腹時血糖が110mg/dl以上

伝言板

富士・東部保健福祉事務所(富士・東部保健所)
富士吉田市上吉田1-2-5 (☎0555-249032)

骨髄バンクドナー登録

ドナー(提供者)登録は、平成4年から始まり、これまでに7581例の骨髄移植が行われ、尊い命が救われました。

骨髄の型の適合率は数百から数万分の1で非常に少なく、また登録された型が合っても意志確認や健康状況等により必ずしも移植が行われるものはありません。このため移植の可能性を広げるために、多くのドナーが必要です。

登録時間は、採血を含め概ね30分程度ですが、準備のために電話での予約をお願いします。

- ドナー登録ができる方
 - ・年齢が18歳から54歳までの健康な方
 - ・骨髄提供の内容を十分理解した方
 - ・体重が男性45kg・女性40kg以上の方
- 問い合わせ・登録受付 地域保健課（☎0555-249035）骨髄移植推進財団 <http://www.jmdp.or.jp>

わが家の主役



上野原地区 水越 貴也くん（6歳）
智也くん（2歳）
敏元さんと真理さんの長男・二男
“元気に育ってね!!”



巖地区 小俣 亜悠香ちゃん（6歳）
雅比呂くん（4歳）
住津生ちゃん（1歳1か月）
雅嗣さんと京子さんの長女・長男・二女
“健康にすくすく大きくなってネ!”

掲載写真募集！掲載したい写真をお持ちのうえ企画課までお越しください。
問い合わせ 企画課計画推進担当（電話62-3118）

健康ガイド



NO.20

患者様への 面会について

上野原市立病院

伊藤 よう子 総看護師長

入院中の患者様の楽しみの一つに面会があります。

面会者は、ご家族の場合や、お友達の場合もあります。招かざる方の場合もあります。いずれにしても、患者様の精神状態に少なからず影響しているのは確かです。

面会者との楽しい語らいは、思考活動と神経系の活動を調整し、さらに内分泌や免疫系の活動を整えて、治療力の強化にも影響を与えます。反対に不愉快な面会者は、筋肉や交感神経の緊張を招き、精神的緊張、興奮、食欲低下、不眠なども起こしかねません。そのため、面会時間、時期、内容、お見舞いの品など、できるだけ相手を思いやっていたいただきたいと思えます。

面会時間は、正午から午後8時までです。面会は、時間内にお出でください。時間外にお出でいただいたのではゆっくりお話もできません。また、患者様も周りの方や職員に気兼ねをしないでください。ただし、特殊な事情のある方

は、遠慮なく職員にお申し出ください。

面会の時期は、患者様とのお付き合ひによって異なりますが、あまり苦痛のある時は遠慮した方がよいでしょう。手術などした場合は、数日後病状が安定した時期がよいでしょう。

面会の内容は、眉をひそめるような内容はできるだけ控えて楽しい話題を考えてください。時間は患者様の病状を見ながら、長時間にならないように配慮をお願いします。

お見舞いの品は、食べ物はいりません。食事療法をしている患者様もいらつしやいます。また、テーブルの上に置きつ放しで傷んでしまう場合もあります。

いずれにしても、患者様の治療に効果的な、心の支えになるような面会をお願いいたします。

なお、患者様の病状についてのお問い合わせは、お答えすることができませんので、ご承知おきください。

おめでた おくやみ

◎この欄は、市役所市民課に希望があった方のみ掲載しています。

※敬称略 順不同

（一）は、誕生の場合は保護者、死亡の場合は届出人

Ⅱ 8月中届出分Ⅱ

誕生

巖地区

石井陽太（章太）、加藤理人（惠二）、岩崎光哉（淳二）

島田地区

若月七海（秀幸）、守屋彰馬（篤）

上野原地区

細川陽輝（和洋）、高崎晴斗（善幸）、佐藤涼太（和広）、安富成輝（薫）、石川風花（健二）、

小山琴弓（忠男）、鳥居小誉（泰彦）、水越鳳介（範行）、

関戸蓮華（文明）

西原地区

奈良航汰（直久）

秋山地区

原田陽菜（大甫）



今月の一冊

◇『T・R・Y・北京詐劇』
井上尚登／著 角川書店
詐欺師と革命家が暗躍した熱き時代。混乱の中国、その覇権と財宝をめくり、策を弄する日本人がいた。



◇『町医 北村宗哲』
佐藤雅美／著 角川書店
江戸、芝神明前の医院はいつも大繁盛。腕利きで義に厚い宗哲だが、訳あって人を斬り、逃亡していた過去を持つ。



新着図書案内

一般書

- ◇『柳生平定記』 多田容子／著 集英社
- ◇『UFO大通り』 島田荘司／著 講談社
- ◇『悲劇のヒロイン』 赤川次郎／著 角川春樹事務所
- ◇『まだ見ぬ冬の悲しみも』 山本弘／著 早川書房
- ◇『サフラン・キッチン』 ヤスミン・クラウザー／著 小竹由美子／訳 新潮社
- ◇『奇跡の自転車』 ロン・マクラーティ／著 森田義信／訳 新潮社

児童書

- ◇『うわさのがっこう』 きたやまよこ／作 講談社
- ◇『吹きぬけの青い空』 志津谷元子／作 福田岩緒／絵 学研
- ◇『謎のダイアモンド』 川北亮司／作 大井知美／画 理論社
- ◇『いつもそばに犬がいた』 ゲイリー・ポールセン／作 はらるい／訳 かみやしん／絵 文研出版

◆『ひとりぼっちのねい』

□ザリンド・ウエルチャ
ー／作 長友恵子／訳 徳
間書店

絵本

- 『じってるねん』 いちかわけいこ／文 長谷川義史／絵 アリス館
- 『馬の耳に念仏』 はたこうしろう／作 斎藤孝／編 ほるぷ出版
- 『トキのキンちゃん』 大島妙子／作・絵 岩崎書店
- 『カシの木』 ゴードン・モリソン／作 越智典子／訳 ほるぷ出版

☆子ども映画会☆

『木の実のなるころ』
◎日時 10月14日(土)
午前10時～
午後2時～

☆親子文芸講座☆

『押し花教室』
◎日時 10月28日(土)
午後2時～3時

☆おはなし会☆

『どんくまさん』ほか
◎日時 10月21日(土)
午後2時30分～3時30分
◎たんぼほ会

図書館カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

○は休館日

☆リンデンドーム

朗読館☆

10月のリンデンドーム朗読館はお休みとなります。なお、11月から通常の第3日曜日に行います。お楽しみに！

☆開館時間☆

水・金・土・日
午前9時30分～午後5時
火・木
午前9時30分～午後7時

☆コマ移動図書館☆

毎月第1・第3水曜日(コマ)3丁目集会所で移動図書館を行っています。
◎日時 10月4・18・11月1・15・12月6・20・1月17・2月7・21・3月7日
午後2時30分～4時まで
日時については、変更する場合があります。借りる本を予約して移動図書館で借りることもできます。

婚

姻

死

亡

甲東地区
戸田正紀・佐藤流美
巖地区
和智博・櫻井葉月
西原地区
長田隆太・森澤めぐみ

大目地区

長谷川まつじ(孝文)、湯川千代吉(清平)

巖地区
菊地儀助(義裕)

大鶴地区
古屋むら(久)

上野原地区
山口百合子(吉之介)、長田富士雄(定子)、杉本正一(明生)、上條澄(重治)、荒井ふう(勇)、齊藤清(加藤正彦)、石井修治(淳)、関原とく(誠)、中島巧逸(正人)、畑野市太郎(孝)

桐原地区

白鳥芳亀(芳雄)、長田義道(節子)

秋山地区

小俣まさ子(新太郎)、原田梅雄(嘉正)、磯部周作(てる子)



カメラアングル

●地域のお話を寄せてください。
企画課計画推進担当 電話62-3118



●2006年インカレトライアスロン選手権入賞

トライアスロンは、スイム1.5km、バイク(自転車)40km、ラン10kmの51.5kmで行われる競技で、8月に富山県で行われたインカレトライアスロン選手権において当市の麦島ゆかりさんが5位に入賞し、10月に実施される日本選手権の出場権を獲得しました。



●さといもの花

9月1日、上野原地区にお住まいの志村兵吉さんの畑のさといもに花が咲きました。市役所の農業技術指導員の水越一行さんによると「通常さといもに花が咲くことはないが、今年の夏のように、高温で雨が多い年にまれに咲くことがある。」とのことでした。



●第46回山梨県吹奏楽コンクール金賞受賞

8月5日、県民文化ホールにおいて実施された第46回山梨県吹奏楽コンクールで、上野原高校吹奏楽部が金賞を受賞し、第12回西関東吹奏楽コンクールの出場権を手に入れました。上高吹奏楽部は総勢25名で活動しています。これからの活躍を期待します。



●牛倉神社例大祭

9月4日～6日まで、郡内三大祭りのひとつに数えられている牛倉神社例大祭が行われました。4日には、宮みこしや子どもみこし、大人みこしが練り歩き、5日は新町・本町の山車が練り出し、5日・6日は境内で縁日が行われ、おおいに盛り上がっていました。

人口と世帯

人口 ●28,215人 (－17)
男 ●14,076人 (－6)
女 ●14,139人 (－11)
世帯 ●10,065世帯 (－4)
平成18年9月1日現在
() 内は前月比

表紙の写真

田野入トンネル開通式

8月28日、市道田野入線に田野入トンネルが開通し開通式が行われました。島田地区と秋山地区を結ぶ県道四日市場上野原線は、神奈川県を大きく迂回しています。そのため、平成6年に旧秋山村の村道田野入線に旧上野原町と旧秋山村を最短距離で結ぶ秋山トンネルが開通しました。その後、幅員が狭い田野入地内にトンネルをと要望があり、ここに田野入トンネルが開通しました。完成により、秋山地区と上野原地区の交通の利便性が良くなり、産業経済の発展が期待されます。